

事 務 連 絡
平成29年 8 月 18 日

一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中

厚生労働省医政局看護課
看護サービス推進室

医療計画における看護師の特定行為研修の体制の整備について

日頃より、特定行為に係る看護師の研修制度の推進に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

標記について、別紙のとおり、都道府県に対して通知しましたので情報提供いたします。貴団体におかれましても御了知の上、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

【照会先】

医政局看護課看護サービス推進室

室 長 補 佐 穴見 翠（内線 4173）

看護業務推進係長 瀬戸山 有美（内線 4178）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2206

事 務 連 絡
平成 29 年 8 月 18 日

各都道府県看護行政担当部（課） 御中

厚生労働省医政局看護課
看護サービス推進室

医療計画における看護師の特定行為研修の体制の整備について

日頃より、特定行為に係る看護師の研修制度の推進に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

特定行為に係る看護師の研修制度については、「保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」（平成 27 年 3 月 17 日付け医政発 0317 第 1 号厚生労働省医政局長通知）にて、各都道府県知事に対して、保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 33 号）の趣旨、内容等を踏まえた円滑な実施に御協力をお願いしているところです。

現在、特定行為研修（保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 37 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する特定行為研修をいう。以下同じ。）を実施する指定研修機関が 29 都道府県に所在し、合わせて 54 か所ありますが、多くの看護師が特定行為研修を受講できるよう、看護師にとって身近な場所で研修を実施できる研修体制の整備が喫緊の課題です。団塊の世代が後期高齢者に達する 2025 年に向けて、特定行為研修を修了した看護師は、急性期医療や慢性期医療、在宅医療等の各々の場で活躍が期待されており、各都道府県においては、こうした看護師を養成していくため、指定研修機関及び実習を行う協力施設の確保並びに受講者の確保について、計画的に取組を進めることが期待されます。

また、今般、「医療計画について」の一部改正について」（平成 29 年 7 月 31 日付け医政発 0731 第 4 号厚生労働省医政局長通知）において、別紙「医療計画作成指針」の見直しが行われ、特定行為研修についても在宅医療等を支える看護師を地域で計画的に養成していくため、地域の実情を踏まえ、看護師が特定

行為研修を地域で受講できるよう、指定研修機関及び実習を行う協力施設の確保等の研修体制の整備に向けた計画について、可能な限り具体的に記載することとしています。

つきましては、別添「看護師の特定行為研修制度に係る研修体制の整備に向けた計画作成に当たっての留意事項」をご参照の上、特定行為研修の体制の整備に向けた計画を策定し、多くの看護師が特定行為研修を地域で受講できる研修体制の整備を計画的に進めていただくようお願いします。

また、別紙のとおり、本年6月に当室で指定研修機関からの報告を通じて取りまとめた、特定行為研修を修了した看護師の就業状況について、情報提供します。特定行為研修の体制の整備の推進に当たって御参照ください。

【照会先】

医政局看護課看護サービス推進室

室 長 補 佐 穴見 翠（内線 4173）

看護業務推進係長 瀬戸山 有美（内線 4178）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2206

看護師の特定行為研修制度に係る研修体制の整備に向けた 計画作成に当たっての留意事項

1 特定行為研修制度の趣旨

特定行為に係る看護師の研修制度（以下「特定行為研修制度」という。）については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の一部が改正され、平成 27 年 10 月 1 日から実施されている。

特定行為研修制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的としている。

2 特定行為研修制度の現状等

現在、特定行為研修を実施する指定研修機関は 54 か所（29 都道府県）であり、共通科目及び区分別科目の実習を行う指定研修機関・協力施設は約 320 か所（46 都道府県）である。なお、平成 28 年 3 月末時点において特定行為研修を修了した看護師（以下「修了者」という。）は 583 名である（別紙参照）。

修了者は、急性期医療や慢性期医療、在宅医療等の各々の場で、患者の状態を見極めて、適時に看護を提供する等の活躍が期待され、多くの看護師が働きながら身近な場所で研修を受けられる研修体制の整備が必要である。

このため、各都道府県において、地域の実情を踏まえつつ、指定研修機関及び実習を行う協力施設等の確保を進める必要がある。また、特定行為研修の受講者を確保し、修了者に医療現場等で活躍していただくため、医療関係者等に対して、積極的に周知を行い、特定行為研修制度の認知度の向上を図っていくことが必要である。

3 計画の作成に当たっての留意事項

特定行為研修制度に係る研修体制の整備に向けた計画（以下「計画」という。）の作成に当たっては、地域の実情を踏まえて作成するよう、事前に、地域の関係団体等と十分な意見調整を行うとともに、以下に留意すること。

(1) 特定行為研修制度の普及状況の把握

研修体制を整備するに当たって、地域における特定行為研修の普及の現状を客観的に把握すること。

（現状の把握に必要な情報の例）

- ・ 指定研修機関数、実習を行う協力施設数

- ・修了者数（総数、特定行為区分別、就業場所別等）
- ・修了者の現在の活動状況
- ・特定行為研修の受講希望者数等のニーズ
- ・指定研修機関の指定申請の意向、等

(2) 課題の抽出

「(1)特定行為研修制度の普及状況の把握」で収集した情報により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、研修体制の整備における課題を抽出すること。

その際、医療機関の分類や特定行為区分毎の受講ニーズ、地理的状況、交通アクセス等の地域の実情を踏まえて、課題を抽出すること。

(3) 数値目標

研修体制の整備について、事後に定量的な比較評価を行うことができるよう、「(2)課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目及びその数値目標並びに目標達成に要する期間を設定すること。

なお、達成可能な目標だけを設定するのではなく、真に研修体制の整備における課題を解決するために必要な目標を設定すること。

（目標の例）

- ・指定研修機関数（定員数）
- ・実習を行う協力施設数
- ・特定行為研修の定員数（特定行為区分ごと）、等

(4) 施策

目標の達成には、課題に応じた施策及び事業を実施することが重要である。「(2)課題の抽出」に対応するよう、「(3)数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策及び事業を立案すること。

（施策及び事業の例）

- ・特定行為研修に係る支援事業（受講料の補助、代替職員の確保の経費の補助等）
- ・指定研修機関及び実習を行う協力施設を確保することを目的とした関係団体（者）との会議の場の設置、運営等に係る事業

(5) 評価

計画の実効性を高めるためには、計画の進捗について評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。このため、あらかじめ評

価を行う体制を整え、計画の評価を行う組織や時期を明確にすること。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、1年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況及び現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県は計画を変更することとする。

特定行為研修を修了した看護師の就業状況

(別紙)

	都道府県	就業者数	就業場所					
			病院	診療所	訪問看護ステーション	介護施設	その他	不明
01	北海道	27	21	—	—	—	6	—
02	青森県	2	2	—	—	—	—	—
03	岩手県	6	6	—	—	—	—	—
04	宮城県	20	19	—	1	—	—	—
05	秋田県	1	1	—	—	—	—	—
06	山形県	3	3	—	—	—	—	—
07	福島県	7	6	—	1	—	—	—
08	茨城県	13	12	—	1	—	—	—
09	栃木県	21	19	—	2	—	—	—
10	群馬県	13	7	—	3	2	1	—
11	埼玉県	43	40	1	—	—	2	—
12	千葉県	30	28	—	1	—	1	—
13	東京都	87	77	1	1	1	7	—
14	神奈川県	41	37	—	4	—	—	—
15	新潟県	3	3	—	—	—	—	—
16	富山県	0	—	—	—	—	—	—
17	石川県	7	6	—	—	—	1	—
18	福井県	4	4	—	—	—	—	—
19	山梨県	1	1	—	—	—	—	—
20	長野県	3	3	—	—	—	—	—
21	岐阜県	5	5	—	—	—	—	—
22	静岡県	8	8	—	—	—	—	—
23	愛知県	33	33	—	—	—	—	—
24	三重県	1	1	—	—	—	—	—
25	滋賀県	2	2	—	—	—	—	—
26	京都府	7	7	—	—	—	—	—
27	大阪府	38	36	—	—	—	2	—
28	兵庫県	14	12	—	1	1	—	—
29	奈良県	8	8	—	—	—	—	—
30	和歌山県	3	2	—	—	1	—	—
31	鳥取県	2	2	—	—	—	—	—
32	島根県	9	8	1	—	—	—	—
33	岡山県	4	4	—	—	—	—	—
34	広島県	5	5	—	—	—	—	—
35	山口県	4	3	1	—	—	—	—
36	徳島県	6	6	—	—	—	—	—
37	香川県	3	3	—	—	—	—	—
38	愛媛県	4	4	—	—	—	—	—
39	高知県	11	11	—	—	—	—	—
40	福岡県	19	17	—	—	—	2	—
41	佐賀県	3	3	—	—	—	—	—
42	長崎県	11	10	—	—	—	—	1
43	熊本県	1	1	—	—	—	—	—
44	大分県	19	15	1	—	2	1	—
45	宮崎県	4	4	—	—	—	—	—
46	鹿児島県	16	14	—	—	1	1	—
47	沖縄県	4	4	—	—	—	—	—
48	不明	7	—	—	—	—	—	7
全国計		583	523	5	15	8	24	8

注 (1)平成27年10月1日～平成29年3月31日までに特定行為研修を修了した看護師を計上。

(2)就業場所については、調査時点で該当するもの1つについて回答を得た。

※厚生労働省医政局看護課調べ

平成29年6月現在